

第1回 学校運営協議会

令和8年4月28日（火）

13:30～15:30

浜松市立富塚小学校 会議室

※ 授業参観 13:30～14:00

開会 ※開催確認 〈司会：教頭、記録：CSディレクター〉



- 1 校長挨拶
- 2 新規委員任命書・学校支援コーディネーター委嘱書交付
- 3 自己紹介
- 4 浜松市学校運営協議会規則確認
- 5 会長の選出
- 6 副会長の選出
- 7 議長の選出
- 8 前回会議録、令和7年度協議会自己評価の確認
- 9 熟議〈司会：議長〉
 - (1) 今年度の学校運営基本方針について
 - (2) いじめ防止等のための基本的な方針について
 - (3) 学校運営協議会の自己評価について
 - (4) 夢育やらまいか事業に対する意見書について
- 10 報告〈司会：教頭、記録：CSディレクター〉
- 11 連絡
 - (1) 次回の予定 第2回 … 7月4日（金）14:00～15:00
 - (2) 次回の熟議内容の確認
 - (3) 次回の議長の選出

閉会

第1回 富塚小学校運営協議会名簿

学校運営協議会委員

委員	久保田 智彦
委員	甲斐 進一
委員	鈴木 佐知
委員	鈴木 敦子 (学校支援コーディネーター)
委員	高貝 順子
委員	中野 聡彦
委員	花島 宗一郎
委員	神村 浩子
委員	今井 増穂

オブザーバー

	関 イチロー
富塚協働センター	柴田 功洋
地域代表	小楠 佳子
地域代表	萩原 孝英

学校支援コーディネーター

—	深谷 有紀
—	石津谷 輝里

学校

校長	勝亦 英彦
教頭	古宮 康子
教務主任	辻村 恵一
CSディレクター	新田 久美子

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日
浜松市教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

(委員の守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助

言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。

3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年度 第4回 富塚小学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和8年1月30日（金）14時00分～15時25分
- 2 開催場所 富塚小学校 会議室
- 3 出席委員 吉原 忍、鈴木 秀俊、萩原 孝英、久保田 智彦、マイヤーズ ツヨシ
甲斐 進一、平出 裕美子、鈴木 敦子
- 4 欠席委員 鈴木 佐知
- 5 オブザーバー 柴田 功洋（富塚協働センター）、小楠 佳子（地域代表）
- 6 学 校 村松 一彦（校長）、古宮 康子（教頭）、池内 伸彰（教務主任）
新田 久美子（CSディレクター）
- 7 傍 聴 者 なし
- 8 会議録作成者 CSディレクター 新田 久美子
- 9 議長の選出

司会から、議長の選出について委員に意見を求めたところ、吉原会長が本日の議長を務めることを申し出、全員異議なくこれを承認した。

10 協議事項

- (1) 令和7年度学校評価の結果と考察、改善案
- (2) 来年度の学校運営の基本方針の概要説明
- (3) 学校運営協議会の自己評価について

11 会議記録

司会の教頭から、委員総数9人のうち8人の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

(1) 令和7年度学校評価の結果と考察、改善案

議長の指示により、教務主任から別紙資料に基づき令和7年度学校評価の結果と考察、改善案について説明があり、委員からは以下の発言があった。

- ・ いじめの認知件数について、これはどのようにして発見されたものか。（萩原委員）
→ 保護者または児童からの訴えによるものが多い。（校長）
- ・ 発見できなければ対策できないが、言われないと発見できないのか。を見つけることは難しいのか。（萩原委員）
→ 教員も気をつけているが、ずっと張り付いているわけにいかないのが発見することはなかなか難しい。特にSNSによるいじめは、保護者や本人からの申し出がないと分からない。（校長）

- ・ いじめについて、見守りが必要となった児童へはどのような指導をされているのか。（久保田委員）
 - 取組中の件についてはある程度定期的に児童への確認を行っている。（校長）
- ・ 学校評価の結果で、粘り強く集中して学習に取り組んでいるか、夢や目標に向かって粘り強く取り組んでいるかの項目や、コミスク関連の項目で保護者の評価が低いことが気になる。子供と先生の評価は高くギャップがある。これはなぜか。（久保田委員）
 - 保護者の方が「そう思う」「だいたいそう思う」の基準が高いかもしれない。（校長）
 - 子供は家と学校で見せる顔が違うということがあるかもしれない。子供に対する評価が、学校の先生と親で全然違うということはよくある。（甲斐委員）
 - 学校がこれだけ頑張っているいろいろやってくれているということを、保護者が知ろうとしないとなかなか情報をキャッチできない。家で自分の子供しか見ていないと分かりにくい。保護者の意識の問題もあると思う。（鈴木秀俊委員）
- ・ 親子面談はどのように行っているのか。（平出委員）
 - 4月と10月は全家庭対象、2月は希望者を対象に面談を行っている。（校長）
- ・ 保護者が学校に来る機会がなかなかない。例えばクラブ活動などを保護者が見に来られるとよいのではないか。学校から見に来てもらえばよいと発信してもらえると来やすい。保護者が学校に来ることが増えれば子供たちの様子も分かって、評価が上がることにつながるかもしれない。（吉原会長）
- ・ 人の出入りの自由と防犯対策にはどうしても矛盾が生じると思うが、どのようになっているか。（鈴木秀俊委員）
 - 現在は門を閉めることと防犯カメラの設置で対応している。（校長）
- ・ いろいろな保護者が自由に入出入りするのはいいか。学校ではどのように受け止められるのか。（鈴木秀俊委員）
 - 現在、引き渡し訓練の方法を変えようと検討している。引き渡し時にどれだけその子の関係者と認識できるかということが問題となっている。そこで、おうちの方に引き取り者カードにサインしてもらっておいて、それを持っている人に引き渡すという方法に変えようとしている。同じような方法で保護者の名札を作るというやり方もある。ICカードを使用することができればそれが一番よいかもしれない。（校長）
- ・ 保護者の方々にはコミスクはどのくらい理解していただいているのか。コミスクの認知度がもっと上がってほしい。（久保田委員）
 - この学校のコミスクの活動は多い。もっと認知されるとよいと思っている。（校長）
 - コミスクのコーディネーターは3年ごとに新しい人を入れる。引き受けてくださる方はいるが、その方たちは最初コミスクとは何かが分からないため、その説明から始めなくてはいけない。先にもっと認知されているとよいと思う。（鈴木敦子委員）
- ・ 先程、保護者が名札を持つという話があったがこれはよいことだと思う。持っていればそれが学校への入場パスということになる。必ずしもIDカードでなくてもよいので名札を作ってみてはどうか。（萩原委員）

→その通りだが、持っていない人はどうするか、祖父母などにも配付するのかなどの問題がある。しかし検討はしてみたい。（校長）

- ・昨年10月から浜松市の人権擁護委員を務めている。西小学校で1、4年生を対象に「人権教室」を行っている。啓発のDVDを見たあと意見交換やグループディスカッションをするという内容。富塚小でも希望があれば対応することが可能なのでお知らせいただければと思う。（鈴木秀俊委員）

(2) 来年度の学校運営の基本方針の概要説明

議長の指示により、校長から来年度の学校運営の基本方針の概要について説明があり、委員からは以下の発言があった。

- ・合理化できるところはどんどんして、本来行いたい業務に時間を使えるようになるとよいと思う。（鈴木秀俊委員）

(3) 学校運営協議会の自己評価について

議長の吉原会長から、学校運営協議会の自己評価について説明があり、来年度の目標設定について委員からは以下の発言があった。

- ・情報発信が足りていないと感じる。それぞれの立場で発信はしているが、全体に発信できる場を設けるなどして保護者への意識づけをしていく必要があると思う。（鈴木敦子委員）
- ・PTA活動をしていく中で保護者から求められるのは安心・安全。PTAでもこれからそこについての情報発信などをしていく予定だが、この場でも子供たちの安心・安全について議論ができればよいと思う。（甲斐委員）
 - 安心とは何の安心？（鈴木秀俊委員）
 - 保護者の話を聞いていると、学校生活の中で自分の子供が言葉や暴力で傷つけられないことを指しているのだと思う。（甲斐委員）
- ・学校評価にも表れていたが、学校、児童と保護者との認識のギャップをいかに埋めるかが課題である。伝えるための努力も必要であるし、保護者側もアンテナを高くする必要がある。（鈴木秀俊委員）
- ・学校運営協議会をもっと開かれたものにできないか。意見を言いたい人が自由に来て意見を言うことは難しいか。（鈴木秀俊委員）
 - 傍聴人として参加することは可能だが、傍聴人は発言できないことになっているので、自由に意見を言うのは難しい。（校長）
- ・来年度の目標は学校、地域、保護者への広い情報発信ということでよいと思う。（吉原会長）

続いて委員から以下の発言があった。

- ・ロング昼休みの見守りボランティアは来年度も継続するという認識でよいか。（久保田委員）

→来年度も継続する予定。1月から見守りボランティアの活動を始めたが、実際に立ってみて気づいたことなど御意見をいただければ来年度の活動に生かしていきたいと考えている。4月からは地域や保護者への募集もしていきたい。（鈴木敦子委員）

- ・4年生の図工の授業でのこぎりを使用した学習を行う。現在4年生の保護者を対象に学習支援ボランティアを募集しているが参加される方が少ないので、都合のつく方がいらっしやればお知らせいただきたい。（鈴木敦子委員）

オブザーバーからは以下の発言があった。

- ・コミスクの活動は現在では浸透していて当たり前になっている。そのため保護者に認知されにくいのではないかと。以前いつ行ってもいい参観会というのがあったが、保護者が気軽に学校の様子を見る機会があるとよいと思う。（小楠さん）
- ・協働センターに来る子供たちはみんな率先して元気に挨拶をしてくれる。これは日頃教職員のみなさんが頑張ってくださっている成果だと思う。今年度協働センターの子ども講座で謎解きゲームを行った。子供たちをランダムにチーム分けしたが、友達同士で固まったりせずチームで協力してクイズを解いて楽しそうに参加してくれた。このような機会をこれからも増やしていきたい。（富塚協働センター 柴田所長）

報告

○夢育やらまいかCS加算分の報告

教頭から、夢育やらまいかCS加算分について報告があった。

その他報告事項

司会から、次年度1回目の会議は、令和8年4月28日（火）13時30分から富塚小学校会議室で開催する旨の報告があった。

また、会長、副会長の任期が今年度で終了するため、来年度から交代となる旨の報告があった。

(様式1)

学校番号 (小015)

令和7年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(富塚小) 学校運営協議会長

<本年度の目標>

- ・情報発信方法について
- ・支援活動の継続推進について

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

- ・基本方針の説明は分かりやすく、意見に対しても取り組み方や対策を知ることができた。そのため熟議が深まった。
- ・学校教育目標や校訓に基づき実施されている教育活動から生じる課題について、学校と委員の間で情報を共有しあうことができた。

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

- ・学校側から実例や写真、グラフなどを用いて情報の提示があった上で話し合いが進んでおり、より具体的かつ適切な議論がなされていた。
- ・学校支援活動について、様々な立場の委員から多角的な意見が出たことで充実した熟議となった。

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった
(理由)

- ・それぞれの委員の立場から、地域住民や各団体に対し、発信を行うことはできた。しかし十分といえるほどではなかった。
- ・コミスクだよりを作成しているが、コミスクだよりでは熟議については報告していない。来年度はその点を改善したい。

<評価項目4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

「コミュニティスクール」への理解が深まるような情報発信方法について
熟議内容を周知するための情報発信方法について

学校教育目標

ともに輝く富塚の子の育成

校訓 規律・勤勉・協働

目指す教師の姿

- ・子供を理解し、子供に寄り添う教師
- ・人間性豊かな教師
- ・子供や保護者、地域から信頼される教師

目指す学校の姿

- ・明るい挨拶と笑顔あふれる学校
- ・いじめがなく、どの子供にとって心居場所がある学校
- ・学ぶ喜びにあふれ、ともに伸びる手応えが感じられる学校
- ・地域や保護者に親しまれ、愛される学校

目指す子供の姿

豊かな心

- ☆他者と協働し、認め、高め合う
- ・困難を乗り越えるしなやかな心をもつ

感じ 考え 行動する子

確かな学力

- ☆課題解決に向けて、自分に合った方法を見付け、主体的に取り組む
- ・振り返りを通して、自分の成長を自覚する

健やかな体

- ☆課題を設定し、主体的に運動に親しむ
- ・自らの健康を考え、規則正しい生活を送る
- ・危険を予測して、自ら安全な行動をとる

富塚小コミュニティ・スクール

- ① 富塚地区の底力で
- ② 家庭・地域との連携・協働
- ③ 家庭・地域との思いや願いの共有

富塚小キャリア教育

- ① 「自分らしい生き方」の確立
- ② 各教科・領域を通しての推進
- ③ 中学校区での「つけたい力」の共有

とくくお みつめる つながる かなえる
課題対応 自己理解 人間関係形成 キャリアプランニング

将来的に目指す子供の姿

多様な仲間と協働し、社会の中で自分の役割を果たしながら、豊かな人生を切り拓き、自分らしい生き方を実現していく
(持続可能な社会の創り手 社会的職業的自立)



夢育やらまいか事業に対する意見書について（案）

<富塚小夢育やらまいか事業>

○目的

家庭・地域との連携を図りながら、地域や子供の実態に応じた、その学校ならではの特色ある学校づくりに協働で取り組み、夢をはぐくむ学校づくりを推進するため、各学校に夢をはぐくむ学校づくり推進協議会を設置する。

・指針

子供たちの夢や希望をはぐくみ、グランドデザイン（学校経営方針）の具現化につながる教育活動を補完することで、地域全体での学校づくりを推進していく。

<学校運営の基本方針を具現化するために>

○予算案

	事業	用途	費用（円）
1	校内環境の整備6月	花壇整備	30,000
2	校内環境の整備12月	花壇整備	30,000
	合計		60,000

浜松市立富塚小学校運営協議会 年間計画

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※ 委員の過半数の出席がないと開催できません。

※ 感染症の感染拡大防止等、状況により、開催が中止、あるいは延期になる場合があります。

回	日時 会場	主な内容 熟議のテーマ 等	備考
1	令和8年 4月28日 火曜日 13:30～15:30 会議室	熟議テーマ (1)学校運営の基本方針について 説明 ⇒ 質疑・応答、熟議 ⇒ 承認 (2)いじめ防止等のための基本方針について (3)学校運営協議会の自己評価について (4)夢育やらまいかCS加算分に対する意見書について	・授業参観
2	7月3日 金曜日 14:00～15:00 会議室	熟議テーマ(例) (1)特色ある学校づくり (2)学校の抱える課題と改善策 (3)支援策の具体化	
3	11月18日 水曜日 14:00～15:00 会議室	熟議テーマ(例) (1)特色ある学校づくり (2)学校評価アンケートの項目の検討 (3)学校の抱える課題と改善策・支援策	学校運営協議会の自己評価表 委員の意見収集⇒学校への提出
4	令和9年 1月29日 金曜日 14:00～15:00 会議室	熟議テーマ(例) (1)学校関係者評価について 学校の自己評価(結果、分析・考察、改善方策等)の 説明 ⇒ 改善方策について熟議(この結果を学校関係者評 価として提出)⇒協議会終了後、見直し⇒公表⇒次年度へ 反映 (2)次年度学校運営の基本方針について 説明 OR 承認 (3)学校運営協議会の自己評価 <input type="checkbox"/> 夢育やらまいかCS加算分の報告	